

学校事務センターだより

通勤手当・扶養手当・住居手当の事後確認について

今年も7月1日現在で、上記三手当が支給されている方について、認定内容に変更がないか事後確認を行います。詳細につきましては6月下旬の職員会議等で事務職員から提案します。

～ 以下のことにご注意ください ～

- 通勤手当 → 新規道路開通等により最短経路が出来たり、通勤方法に変更はありませんか？
 住居手当 → 借家に関わる契約内容(家賃額や契約者及び支払者・契約期間等)について変更ありませんか？
 扶養手当 → 被扶養者について、扶養状況に変化はありませんか？
 例) ・ 就職したりアルバイト等で月額108,333円以上の収入ありませんか？
 ・ 大学等に進学し別居している子に毎月一定額仕送りをしていますか？



※ 各状況により添付していただく書類は異なります。

互助会の子育て・介護・健康づくり支援事業 ～6月から受付開始～

※扶養の有無に関わらず対象者全員10,000円の給付となりました！

分野	支援項目	対象	補助金額
子育て	①一時保育・病(後)児保育 料金補助 ②月極保育料金・幼稚園料金 補助 ③学童保育料金補助	会員の子ども	①～③の いずれか
介護	④居宅サービス料金補助 ⑤施設サービス料金補助 ⑥介護用品購入補助 (店舗限定なし)	会員の1親等以内 かつ 要支援1～要介護5	④～⑥の いずれか
			年度内1回定額 10,000円

※補助金以外にも入浴施設やレストラン、スポーツジムの割引等いろいろな特典を受けられます。

詳しくは「互助会ホームページ」または「ベネフィット・ステーション会員ホームページ」をご確認ください。

期末勤勉手当支給日6月29日(金)

支給割合(正規職員の場合)

期末手当 1.225月分

勤勉手当 0.90月分

計 2.125月分(削減前)

※但し、給与削減により次の支給割合が引下げられます。削減⇒勤勉手当0.085月/年

※休職や介護休暇・部分休業等がある場合は日数により減ぜられます。

※講師や新規採用者は任用期間によって支給率が異なります。

◆6月分特殊勤務実績簿◆ 6月26日(火)締切 ～提出期限厳守でお願いします～

6月に宿泊研修や修学旅行の引率をされた方は引率指導分も忘れずに含めてください。